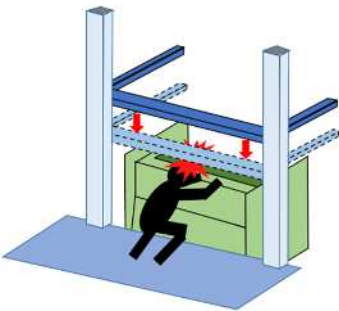



## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年10月
事業の種類	製造業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、コンクリート製品を製造する大型の加圧成型機の可動部が降下してきて頭部をはさまれ、死亡した。</p> <p>被災者は、当該成型機の中に身体を入れて成型途中の製品に工具(型)を取り付ける作業に常時従事していた。</p> <p>同可動部は、自動運転時は一定時間間隔で稼動と停止を繰り返し、また、手動運転時は自重で緩やかに降下するものだった。</p> <p>可動域への開口部に安全装置(光線式停止装置)を設置していたが、安全機能を常時有効にしていなかった。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>機械の設計段階等において、機械の危険性等の調査を行い、機械を使用する作業等におけるリスクを低減するため、適切な保護方策を講じること。(作業上、危険箇所には身体を入れなければならない構造を排除する等、下記各事項に関すること含む。)</p> <p>機械の危険箇所に身体を入れないこと。掃除や調整作業等は、危険のおそれのない時を除き機械の停止を行い、かつ、他の者が起動しないよう施錠または表示板の取付け等の措置を講じること。</p> <p>その他、機械安全について必要な措置を講じること。(例:安全装置の有効な状態の確保とフェールセーフ化、動力遮断装置の設置)</p> <p>○ 関係労働者に対し、機械の危険性、機械や安全装置の取扱方法、作業手順等について必要な安全教育を行うこと。</p> <p>機械メーカーの設計技術者や機械ユーザーの生産技術管理者は、機械安全・機能安全について所定の教育を受けた者とする。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械設備による災害防止対策(長野労働局 HP) (<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/anzen/anzen29.html">https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/anzen/anzen29.html</a>)</li> </ul> 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。